

道労連NEWS

発行日：2017.07.06



発行：北海道労働組合総連合 〒003-0805 札幌市白石区菊水5条1丁目4-5 Tel: 011-815-8181

「今度、私たちの労働組合で 出前講座をやってほしい！」

無期転換「さっぽろ市民講座」第四弾を開催

「今度、私たちの労働組合で出前講座をやってほしい」「無期雇用は大切な権利、職場の皆に話してみます」。道労連と札幌地区労連は5日、無期転換「さっぽろ市民講座」第四弾～労働組合のための講座を開催し、14人が参加。切実な実態を出し合い共感し合える学習会となりました。

無期転換がスタートする2018年4月まで約9ヵ月。事業所側も年内には準備をすすめることを踏まえ、上部団体を持たない労働組合に参加を呼びかけ行いました。さっぽろ地区労連は、2週間前に一斉訪問を実施し、約60労組を訪問。同時に、約130労組に案内を送付しました。

講師を行った道労連・黒澤幸一議長は、無期転換制度は使用者側としては、積極的に労働者に伝える義務を負っているものではない。したがって、労働組合が当事者の非正規労働者に伝えて、知ってもらう以外に広がらない。そして、労働組合は、自分たちの職場から事前の「一人も雇止め者を出さない。」ことが重要で、最も弱い立場に立たされている非正規労働者に寄り添う労働組合になる必要があると強調しました。

建設関係の労働組合の若い役員は、「職場では、まったく無期転換のことは、話題になっていない。正規職員中心の企業内組合で、パート職員のことまで要求は取り上げていない。無期転換は、パート職員にとって切実なことであることがわかった。今度、職場の組合で話してほしい。労働組合のイロハをちゃんと勉強したい」としました。また、3人で参加した大学病院の契約職員は、「雇用契約が4年末まで」とされているとし、札幌地区労連木村俊二事務局長は、「労働組合の力で押し返す以外に継続雇用の実現は難しい」とアドバイス。近いうちに、他の仲間とともに話し合いを持つことになりました。その他、「夫がディサービスに非正規で勤めているが、病気があり更新のたびに不安だ」と訴えや、通信会社に勤める有期社員の女性は、「職場の組合は、非正規労働者のことは、取り上げてくれない。4年末までの契約とされており何とか継続して働きたい」などの発言がありました。



－最低賃金1500円・全国一律制へ－

審議会に声を届ける7.7アクション

7月7日 [金] 09:00～09:45 @札幌第一合同庁舎(南側)